

(公印省略)
国医第1422号
令和5年6月28日

各医療機関の長 様

兵庫県福祉部国保医療課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
福祉医療の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症とされました。

このため、医療費について健康保険が適用され、1割から3割の自己負担が発生することとなりましたが、令和5年9月30日まで、入院医療費については激変緩和措置として、高額療養費制度の自己負担限度額から2万円を上限に減額した額とする措置（以下「本措置」という。）が講じられています。

県としては、他の公費負担医療制度が適用される場合、福祉医療との併用はしないこととしておりますが、本措置は法令に基づく公費負担医療ではないこと、時限的な措置であることから、併用できない公費負担医療には該当しないものとし、本措置の適用後の自己負担額について、県福祉医療制度の対象とします。

については、これに係る取扱いについて、下記のとおり、格別のご配慮を賜りますようお願いいたします。

記

1 福祉医療制度の対象患者へのご案内依頼

福祉医療制度の受給者証をお持ちの患者には、窓口で健康保険及び本措置に基づく自己負担額をお支払いいただく際に、お住まいの市町に領収証を持参のうえ、福祉医療の償還払いの手續をしていただくよう、ご案内願います。

*審査支払機関の現行のシステムでは、本措置適用後はレセプトによる福祉医療の請求ができないため、償還払いの取扱いをお願いしています。

*レセプト請求とともに取扱いの詳細について別紙に記載しておりますので、ご参照ください。

2 取扱期間

令和5年5月8日から本措置の終了まで（令和5年9月30日まで。国の方針によって変更の可能性あり）

〔問合せ先〕

兵庫県福祉部国保医療課医療福祉班

TEL：078-341-7711（内線）3018、2953

(別紙)

新型コロナウイルス感染症 5 類移行に伴う福祉医療の取扱い

1 レセプト請求について

(1) 令和5年5月8日～本措置終了まで（令和5年9月30日の予定）

新型コロナウイルス感染症治療のための入院医療費は、国による一部公費負担措置がありますが、審査支払機関のシステムは、本措置に基づく公費負担と福祉医療を同時に請求できるシステムとなっていないため、本措置の対象となる場合のレセプト請求は福祉医療を適用せず、医療保険分と本措置に基づく新型コロナウイルス感染症公費負担分を請求してください。

(2) 本措置終了後（令和5年10月1日の予定）

入院医療費に係る新型コロナウイルス感染症の一部公費負担措置がなくなりますので、レセプト請求は、医療保険分と福祉医療分を請求してください。

（福祉医療分について現物給付となりますので、福祉医療受給者については、受給する制度に応じた自己負担額を窓口で徴収してください。）

2 既に退院済みの福祉医療受給者への周知について

今後の対応については、当課において検討中です。

対象者への周知について、医療機関のご協力をお願いすることになると存じますので、改めてご依頼申し上げます。